

## 情報通信政策レビュー 投稿原稿要綱

### (目的)

第1条 情報通信政策レビューは、情報通信政策に関する基礎的な調査及び研究等を促進し、その発展に寄与するため、情報通信政策に関する独創的な学術論文を公表することをその主たる目的とする。

### (投稿者の資格)

第2条 投稿者は、大学及び大学共同利用機関法人その他国が設置する研究機関において専ら研究に従事する者（以下「大学関係者等」という。）とする。その他の者については、大学関係者等の推薦又は承認を必要とする。

### (投稿)

第3条 投稿については、以下のとおりとする。

- (1) すでに他の論文誌・学会誌等において掲載されたもの（掲載見込みのものを含む。）と同じ内容の原稿を投稿してはならない。
- (2) 投稿できる期間については、総務省情報通信政策研究所（以下「研究所」という。）が別に定め、公表する。
- (3) 投稿に際しては、原稿のタイトル、投稿者氏名、所属及び投稿者連絡先を原稿の表紙に記入の上、研究所あてに提出するものとする。
- (4) 投稿原稿は、原則としてMS Wordにより作成し、デジタルデータを提出するものとする。
- (5) 投稿原稿における引用・参照箇所等の著作権処理については、投稿者がその責任を負うものとする。

### (審査手続等)

第4条 投稿原稿の審査手続等については、以下のとおりとする。

- (1) 研究所は、提出された投稿原稿について当要綱に適合するものか否かを確認し、当要綱に適合するものについて受理する。
- (2) 投稿原稿の受付日は、研究所が当該投稿原稿を受け付けた日とする。受理日は、研究所が当該投稿原稿は当要綱に適合するものと確認した日とする。
- (3) 受理された投稿原稿については、情報通信政策レビュー編集委員会（以下「編集委員会」という。）が、「情報通信政策レビュー査読規程」に基づき掲載の可否等について決定する。
- (4) 編集委員会は、学術論文以外の形式で掲載する場合、字数の圧縮を求めることがある。

(著作権)

第5条 著作権の取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 掲載された学術論文及びその他の原稿(以下「論文等」という。)の著作権は、研究所に帰属する。特別な事情により研究所に帰属することが困難な場合には、申し出により投稿者及び共同執筆者(以下「著者」という。)と研究所との間で協議の上、措置する。
- (2) 著者は、著作権者たる研究所の許諾を得ることなく、レビューに掲載された論文等であることを明記した上で、次の各号の行為を行うことができる。
  - 一 掲載された論文等の無償公開
  - 二 掲載された論文等の複製・配布

(論文等の版下の作成)

第6条 投稿者は、論文等について研究所の指定する書式にて版下を作成し、すみやかに提出するものとする。

(論文等の刊行)

第7条 論文等については、研究所のホームページに研究所が定める日時において公表するとともに、別に論文集として刊行する。

(運用)

第8条 当要綱に定めのない事項については、調査研究部長が決するものとする。

附 則(平成22年4月13日 情研調第33号)

- (1) この要綱は、平成22年4月13日から施行する。
- (2) 情報通信政策レビュー 投稿原稿要綱(平成22年2月10日 情研調第14号)は、廃止する。

附 則(平成25年1月11日 情研調第4号)

この要綱は、平成25年1月11日から施行する。